

新潟市就学援助制度意見聴取会議開催要綱

(目的)

第1条 本市の就学援助制度のあり方や方向性に関し、学識経験者等から意見を聴取することを目的として、新潟市就学援助制度意見聴取会議（以下「意見聴取会議」という。）を開催する。

(開催期間)

第2条 意見聴取会議の開催期間は、令和元年12月31日までとする。

(組織)

第3条 意見徴収会議は、委員10名以内で組織する。

(委員構成)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(座長・座長代理)

第6条 意見聴取会議は座長及び座長代理各1名を置き、座長は委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、意見聴取会議の進行を行う。

3 座長代理は、座長が指名する者をもって充て、座長を補佐し、座長が欠席した場合はその職務を代理する。

(会議)

第7条 意見聴取会議は、必要の都度市長が招集する。

2 意見徴収会議は、公開とする。ただし、特に必要があると認める場合は、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 意見聴取会議の庶務は、教育委員会事務局学務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、意見聴取会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。